

# 羽島郡二町いじめ防止等のための基本的な方針【概要版】

令和3年3月24日改定

## 第1 いじめ防止のための基本的認識

### いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法：第2条）

### いじめか否かの判断

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つ。
- いじめられていても、本人はそれを否定したり、大人には相談できなかったりする場合が多々あることを理解する。
- いじめを受けた児童生徒の主観のみで事実を確認するのではなく、周辺状況等を客観的に確認する。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

### いじめの構造

● いじめは加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする者の存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体に「いじめをしない！させない！許さない！」という雰囲気生まれるようにする。

### 未然防止

● 安心して学校生活を送ることのできる「心の居場所づくり」や自分と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する中から生まれる「仲間との絆づくり」により、全ての児童生徒が安心して、自己肯定感や自己有用感、充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

### 早期発見

● 教員が、児童生徒に接する時間を多くし、適切に声をかけるなど、積極的に児童生徒にかかわることもいじめの早期発見につながることから、管理職は、教職員が児童生徒と向き合う時間が確保できるよう働き方を見直し、工夫・改善を常に行う。

### 対処

● いじめは、いじめる側が「いじめでない」、いじめられた側が「いじめられていない。」と主張するなど、大人が判断しにくい状況で行われる場合も多く、事実確認や情報収集を組織で行うことが大切である。情報収集の段階から適切に誠実な対応が求められ、保護者との連携・相談を密にすること、指導や援助を組織で行う。

## 第2 いじめ防止等のために羽島郡二町の施策

組織名	設置目的	構成員
①いじめ問題対策連絡協議会 法第14条1	いじめ防止等に関する機関及び団体の連携を図るため。	・学校、PTA代表、県教育委員会、子ども相談センター、警察、青少年育成町民会議、民生委員児童委員協議会等 以上8~10名
②いじめ問題対策委員会 法第14条3	いじめ防止基本方針の審議、検証やいじめ問題の有効な対策の検討のため。 ・重大事態（法第28条第1項）の調査を教育委員会が行うため。	・弁護士、医師、心理の専門家、福祉の専門家、学識経験者 以上5名

- 心の教室相談員の配置
- 情報モラル教育の推進
- 管理職及び生徒指導主事への研修の実施
- ボランティア手帳の活用推進
- 働き方改革の推進
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの積極的活用推進

## 第3 いじめ防止等に学校が果たすべき施策

### いじめ対処マニュアル

● 学校として、学校いじめ防止基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく。

### 未然防止

● 未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことである。全ての児童生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感が高められるように努める。

### 早期発見

● アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

### 対処

● 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。

## 第4 重大事態への対処

● 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

## 第5 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

【参照資料】 学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント